

# 福井県報

第 313 号  
令和 6 年  
8 月 27 日(火)  
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

※福井県消防表彰規程等の形式を左横書きに改正する告示(三六七・情報公開・法制課)……………二

制課)……………二

○救急業務に係る医療機関の認定(三六八・福井保健所)……………三

○保安林の指定施業要件の変更の予定(三六九・三七三・森づくり課)……………三

○道路の区域の変更(三七四・三七五・道路保全課)……………五

○道路の供用の開始(三七六・同)……………六

訓 令

※福井県訓令の形式を左横書きに改正する訓令(八・情報公開・法制課)……………六

公 告

○公共測量の終了(土木管理課)……………八

教育委員会規則

※福井県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則(四・教育政策課)……………九

教育委員会訓令

※福井県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令(二・教育政策課)……………一一

人事委員会規則

※福井県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則(一七)……………一四

人事委員会告示

※福井県人事委員会告示の形式を左横書きに改正する告示(二)……………一六

人事委員会訓令

※福井県人事委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令(二)……………一八

労働委員会規則

※福井県労働委員会規則の形式を左横書きに改正する規則(二)……………二一

労働委員会告示

※福井県労働委員会告示の形式を左横書きに改正する告示(二)……………二三

収用委員会規則

※福井県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する規則(二)……………二六

企業管理規程

※福井県企業管理規程の形式を左横書きに改正する規程(二)……………二八

# 告 示

## 福井県告示第367号

福井県消防表彰規程等の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和6年8月27日

福井県知事 杉本 達治

福井県消防表彰規程等の形式を左横書きに改正する告示

(趣旨)

第1条 この告示は、福井県消防表彰規程(昭和31年福井県告示第133号)、福井県防犯功労者表彰規程(昭和33年福井県告示第51号)および福井県分収造林指導規程(昭和34年福井県告示第249号)ならびにこれらの告示の一部を改正する告示であって、この告示の施行の際現に公布されているもの(以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第2条 既存告示のうち縦書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)および様式(以下これらを「既存縦書き表等」という。)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- (1) 既存縦書き表等における右方はこの告示による改正後の既存縦書き表等(以下「改正後表等」という。)における上方とし、既存縦書き表等における上方は改正後表等における左方とする。
- (2) 改正後表等における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存縦書き表等における文字の順序とする。

(用字および用語の整理)

第3条 既存縦書き表等中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 章、節、款、条、表および様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
2 漢数字(次に掲げるものを除く。) (1) 固有名詞の一部または全部として用いられているもの (2) 熟語の一部として用いられているもの (3) 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (4) 1の項に定めるもの	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、3桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)
3 よう音に用いる「ヤ」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」

4	促音に用いる「つ」または「ッ」	それぞれ「つ」または「ッ」
5	「き章」または「き章」	「記章」
6	「かん頭じゆ」または「かん頭じゆ」	「竿頭綬」
7	「じゆ縁」	「綬縁」
8	「刺しゆう」	「刺しゆう」

2 既存告示中前項の表3の項から8の項までの左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

3 前2項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が別に定めるところによる。

(委任)

第4条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月1日から施行する。

**福井県告示第368号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月27日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 福井大学医学部附属病院
- 3 所在地 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
- 4 認定の有効期間  
自 令和6年9月1日  
至 令和9年8月31日

**福井県告示第369号**

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月27日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大野市堂嶋42字ウス久保山1の3、44字サリヲタ谷山1の1、1の3、1の4
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
        - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福井県告示第370号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月27日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大野市堂嶋34字東甚スイ山1の2、36字北大平山1、37字下帯山1、38字大足谷山1の1、1の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福井県告示第371号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月27日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大野市橋爪47字日向平1
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福井県告示第372号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月27日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大野市南六呂師146字松脇谷1の1から1の5まで、1の8、1の9、1の11から1の16まで、1の19、1の20、147字下出長尾1の1、1の2、1の4から1の8まで、1の12、151字茨山1の5から1の7まで
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第373号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月27日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大野市南六呂師145字横尾1の1、1の15から1の22まで、146字松脇谷1の6、1の7、1の10

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第374号

主要地方道福井四ヶ浦線の下記区間において、道路災害復旧工事に伴う迂回路の撤去に

伴い、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年8月27日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
主要地方道	福井四ヶ浦線	旧	福井市国山町69字下 胡摩平4番2から 福井市国山町69字下 胡摩平4番3まで	40 ～ 47	30.0
		新	福井市国山町69字下 胡摩平4番2地先から 福井市国山町69字下 胡摩平4番3地先まで	6.4 ～ 11.7	56.0
一般国道	417号	旧	福井市国山町69字下 胡摩平4番2地先から 福井市国山町69字下 胡摩平4番3地先まで	6.4 ～ 11.7	56.0
		新	丹生郡越前町朝日21 字観音山3番2から 丹生郡越前町朝日21 字観音山3番2まで	15.1 ～ 17.1	17.1

福井県告示第375号

一般国道417号の下記区間において、道路災害復旧工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹生土木事務所鯖江丹生土木部において、令和6年8月27日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	417号	旧	丹生郡越前町朝日21 字観音山3番2から 丹生郡越前町朝日21 字観音山3番2まで	15.1 ～ 17.1	17.1
		新	丹生郡越前町朝日21 字観音山3番2から 丹生郡越前町朝日21 字観音山3番2まで	15.1 ～ 17.1	17.1

丹生郡越前町朝日21 字観音山3番2から 字観音山3番2まで	10.5 ～ 13.2	17.1
--------------------------------------	-------------------	------

### 福井県告示第376号

一般国道417号の下記区間において、道路災害復旧工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、令和6年8月27日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	417号	丹生郡越前町朝日21 字観音山3番2から 丹生郡越前町朝日21 字観音山3番2まで	令和6年8月27日

## 訓 令

福井県訓令第八号

庁中一般

各出先機関

福井県訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

令和6年8月27日

福井県知事 杉本 達治

福井県訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、この訓令の施行の際現に公布されている訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第2条 既存訓令のうち縦書きの形式をとっているもの（以下「既存縦書き訓令」という。）の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

(1) 既存縦書き訓令における右方はこの訓令による改正後の既存縦書き訓令（以下「改

正後訓令」という。）における上方とし、既存縦書き訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

(2) 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存縦書き訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存縦書き訓令において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）および様式については、適用しない。

(用字および用語の整理)

第3条 既存縦書き訓令中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 章、節、款、条、表および様式の番号に用いられる漢数字	アラビア数字
2 号の番号に用いられる漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
3 号を第1次の段階で細分するために用いられる文字およびこれを引用するために用いられる当該文字	五十音順による片仮名
4 号を第2次の段階で細分するために用いられる文字およびこれを引用するために用いられる当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
5 号を第3次の段階で細分するために用いられる文字およびこれを引用するために用いられる当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
6 表中その内容を第1次の段階で細分するために用いられる文字およびこれを引用するために用いられる当該文字	アラビア数字
7 表中その内容を第2次の段階で細分するために用いられる文字およびこれを引用するために用いられる当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
8 表中その内容を第3次の段階で細分するために用いられる文字およびこれを引用するために用いられる当該文字	五十音順による片仮名
9 表中その内容を第4次の段階で細分するために用いられる文字およびこれを引用するために用いられる当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
10 表中その内容を第5次の段階で細分するために用いられる文字およびこれを引用するために用いられる当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
11 表中その内容を第6次の段階で細分するために用いられる文字およびこれを引用するために用いられる当該文字	左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット
12 漢数字（次に掲げるものを除く。） (1) 固有名詞の一部または全部として用いられるもの (2) 熟語の一部として用いられるもの (3) 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (4) 数の単位として用いられるもの（十、百および千を除く。） (5) 1の項および2の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は割り、3桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）
13 左（文面上の位置または方向を示すために用いられるものに限る。）	次

14	右（文面上の位置または方向を示すために用いられるものに限る。）	上記
15	上欄	左欄
16	下欄	右欄
17	よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」	それぞれ「ヤ」、「ユ」、「ヨ」または「ヨ」
18	促音に用いる「っ」または「っ」	それぞれ「っ」または「っ」

2 既存訓令中前項の表17の項および18の項の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

3 第1項の表13の項から16の項までの規定は、既存縦書き訓令において既に左横書きの形式をとっている表および様式については、適用しない。

4 第1項の表3の項から11の項までおよび13の項から18の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

5 前4項の規定によることか適当でないと思われるときは、知事が別に定めるところによる。

（委任）

第4条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年9月1日から施行する。

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和6年7月31日に西日本高速道路株式会社関西支社福知山高速道路事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月27日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

西日本高速道路株式会社関西支社福知山高速道路事務所

2 作業の種類

公共測量（2級基準点測量）

3 作業の期間

令和5年5月15日から令和6年4月16日まで

4 作業の地域

福井県小浜市地内



## 教育委員会規則

福井県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を公布する。

令和六年八月二十七日

福井県教育委員会

### 福井県教育委員会規則第四号

福井県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。  
(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。  
二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）および様式については、適用しない。  
(用字および用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表および様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名

<p>る当該文字</p> <p>十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p> <p>十一 表中その内容を第六次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p> <p>十二 漢数字（次に掲げるものを除く。）</p> <p>1 固有名詞の一部または全部として用いられているもの</p> <p>2 熟語の一部として用いられているもの</p> <p>3 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの</p> <p>4 数の単位として用いられているもの（十、百および千を除く。）</p> <p>5 一の項および二の項に定めるもの</p> <p>十三 左（文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。）</p> <p>十四 右（文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。）</p> <p>十五 上欄</p> <p>十六 下欄</p> <p>十七 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p> <p>十八 促音に用いる「っ」または「ッ」</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p> <p>左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p> <p>アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）</p> <p>上記</p> <p>左欄</p> <p>右欄</p> <p>それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p> <p>それぞれ「っ」または「ッ」</p>
--	---

- 2 前項の表十三の項から十六の項までの規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表および様式については、適用しない。
- 3 第一項の表三の項から十一の項までおよび十三の項から十八の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、教育長が別に定めるところによる。

（委任）

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和六年九月一日から施行する。

# 教育委員会訓令

福井県教育委員会訓令第2号

庁中一般

各出先機関

各教育機関

福井県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

令和6年8月27日

福井県教育委員会

福井県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、この訓令の施行の際現に定められている訓令（縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存縦書き訓令」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第2条 既存縦書き訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

(1) 既存縦書き訓令における右方はこの訓令による改正後の既存縦書き訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存縦書き訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

(2) 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存縦書き訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存縦書き訓令において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）および様式については、適用しない。

(用字および用語の整理)

第3条 既存縦書き訓令中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 章、節、款、条、表および様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
2 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
3 号を第1次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
4 号を第2次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
5 号を第3次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット

6	表中その内容を第1次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
7	表中その内容を第2次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
8	表中その内容を第3次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
9	表中その内容を第4次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
10	表中その内容を第5次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
11	表中その内容を第6次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット
12	漢数字(次に掲げるものを除く。) (1) 固有名詞の一部または全部として用いられているもの (2) 熟語の一部として用いられているもの (3) 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (4) 数の単位として用いられているもの(十、百および千を除く。) (5) 1の項および2の項に定めるもの	アラビア数字(漢数字を区切る読点は割り、3桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)
13	左(文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。)	次
14	右(文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
15	上欄	左欄
16	下欄	右欄
17	よう音に用いる「ヤ」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」	それぞれ「ヤ」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」
18	促音に用いる「っ」または「ッ」	それぞれ「っ」または「ッ」

2 前項の表13の項から16の項までの規定は、既存縦書き訓令において既に左横書き

の形式をとっている表および様式については、適用しない。

3 第1項の表3の項から11の項までおよび13の項から18の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前3項の規定によることが適当でないと認められるときは、教育長が別に定めるところによる。

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年9月1日から施行する。

人事委員会規則

福井県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を公布する。

令和六年八月二十七日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十七号

福井県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。  
(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）および様式については、適用しない。  
(用字および用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表および様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名

<p>九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>
<p>十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十一 表中その内容を第六次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十二 漢数字(次に掲げるものを除く。)</p> <p>1 固有名詞の一部または全部として用いられているもの</p> <p>2 熟語の一部として用いられているもの</p> <p>3 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの</p> <p>4 数の単位として用いられているもの(十、百および千を除く。)</p> <p>5 一の項および二の項に定めるもの</p>	<p>アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)</p>
<p>十三 左(文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。)</p>	<p>左</p>
<p>十四 右(文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。)</p>	<p>上記</p>
<p>十五 上欄</p>	<p>左欄</p>
<p>十六 下欄</p>	<p>右欄</p>
<p>十七 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p>	<p>それぞれ「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p>
<p>十八 促音に用いる「っ」または「ッ」</p>	<p>それぞれ「っ」または「ッ」</p>

- 2 前項の表十三の項から十六の項までの規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表および様式については、適用しない。
- 3 第一項の表三の項から十一の項までおよび十三の項から十八の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和六年九月一日から施行する。

## 人事委員会告示

### 福井県人事委員会告示第2号

福井県人事委員会告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和6年8月27日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会告示の形式を左横書きに改正する告示

(趣旨)

第1条 この告示は、この告示の施行の際現に定められている告示（以下「既存告示」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第2条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- (1) 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- (2) 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）および様式については、適用しない。

(用字および用語の整理)

第3条 既存告示中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 章、節、款、条、表および様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
2 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
3 号を第1次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
4 号を第2次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
5 号を第3次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
6 表中その内容を第1次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
7 表中その内容を第2次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字



<p>る当該文字</p> <p>8 表中その内容を第3次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p> <p>9 表中その内容を第4次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p> <p>10 表中その内容を第5次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p> <p>11 表中その内容を第6次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>五十音順による片仮名</p> <p>左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p> <p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p> <p>左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>12 漢数字（次に掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 固有名詞の一部または全部として用いられているもの</p> <p>(2) 熟語の一部として用いられているもの</p> <p>(3) 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの</p> <p>(4) 数の単位として用いられているもの（十、百および千を除く。）</p> <p>(5) 1の項および2の項に定めるもの</p>	<p>アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、3桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）</p>
<p>13 左（文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。）</p> <p>14 右（文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。）</p>	<p>次</p> <p>上記</p>
<p>15 上欄</p>	<p>左欄</p>
<p>16 下欄</p>	<p>右欄</p>
<p>17 よう音に用いる「ヤ」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p>	<p>それぞれ「ヤ」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p>
<p>18 促音に用いる「っ」または「っ」</p>	<p>それぞれ「っ」または「っ」</p>

- 2 前項の表13の項から16の項までの規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表および様式については、適用しない。
- 3 第1項の表3の項から11の項までおよび13の項から18の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前3項の規定によることが適当でないと認められるときは、別に定めるところによる。

(委任)

第4条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月1日から施行する。

## 人事委員会訓令

福井県人事委員会訓令第1号

福井県人事委員会事務局

福井県人事委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

令和6年8月27日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、この訓令の施行の際現に定められている訓令（縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存縦書き訓令」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第2条 既存縦書き訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

(1) 既存縦書き訓令における右方はこの訓令による改正後の既存縦書き訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存縦書き訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

(2) 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存縦書き訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存縦書き訓令において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）および様式については、適用しない。

(用字および用語の整理)

第3条 既存縦書き訓令中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 章、節、款、条、表および様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
2 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
3 号を第1次の段階で細分するために用いられている五十音順による片仮名	五十音順による片仮名
4 号を第2次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名

<p>5 号を第3次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>6 表中その内容を第1次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アラビア数字</p>
<p>7 表中その内容を第2次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>8 表中その内容を第3次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>
<p>9 表中その内容を第4次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>
<p>10 表中その内容を第5次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>11 表中その内容を第6次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>12 漢数字(次に掲げるものを除く。)                  (1) 固有名詞の一部または全部として用いられているもの                  (2) 熟語の一部として用いられているもの                  (3) 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの                  (4) 数の単位として用いられているもの(十、百および千を除く。)                  (5) 1の項および2の項に定めるもの</p>	<p>アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、3桁ごとにコンマによって区切る。ともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)</p>
<p>13 左(文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。)</p>	<p>次</p>
<p>14 右(文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。)</p>	<p>上記</p>
<p>15 上欄</p>	<p>左欄</p>
<p>16 下欄</p>	<p>右欄</p>
<p>17 よう音に用いる「ヤ」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p>	<p>それぞれ「ヤ」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p>

18	促音に用いる「っ」または「ッ」	それぞれ「っ」または「ッ」
19	「き章」、「はい用」または「えり」	それぞれ「記章」、「はい用」または「襟」

2 前項の表13の項から16の項までの規定は、既存縦書き訓令において既に左横書きの形式をとっている表および様式については、適用しない。

3 第1項の表3の項から11の項までおよび13の項から19の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前3項の規定によることが適当でないとき、別に定めるところによる。

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年9月1日から施行する。

## 労働委員会規則

福井県労働委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を公布する。

令和六年八月二十七日

福井県労働委員会 会長 井上 毅

## 福井県労働委員会規則第一号

福井県労働委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。  
(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。  
二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）および様式については、適用しない。  
(用字および用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表および様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名

<p>る当該文字</p> <p>十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p> <p>十一 表中その内容を第六次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p> <p>十二 漢数字（次に掲げるものを除く。）</p> <p>1 固有名詞の一部または全部として用いられているもの</p> <p>2 熟語の一部として用いられているもの</p> <p>3 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの</p> <p>4 数の単位として用いられているもの（十、百および千を除く。）</p> <p>5 一の項および二の項に定めるもの</p> <p>十三 左（文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。）</p> <p>十四 右（文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。）</p> <p>十五 上欄</p> <p>十六 下欄</p> <p>十七 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p> <p>十八 促音に用いる「っ」または「っ」</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p> <p>左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p> <p>アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）</p> <p>上記</p> <p>左欄</p> <p>右欄</p> <p>それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p> <p>それぞれ「っ」または「っ」</p>
--	---

- 2 前項の表十三の項から十六の項までの規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表および様式については、適用しない。
- 3 第一項の表三の項から十一の項までおよび十三の項から十八の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前三項の規定によることが適当でないときは、別に定めるところによる。
- （委任）
- 第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則  
この規則は、令和六年九月一日から施行する。

# 労働委員会告示

## 福井県労働委員会告示第2号

福井県労働委員会告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和6年8月27日

福井県労働委員会 会長 井上 毅

福井県労働委員会告示の形式を左横書きに改正する告示

(趣旨)

第1条 この告示は、この告示の施行の際現に定められている告示（縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存縦書き告示」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第2条 既存縦書き告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

(1) 既存縦書き告示における右方はこの告示による改正後の既存縦書き告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存縦書き告示における上方は改正後告示における左方とする。

(2) 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存縦書き告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存縦書き告示において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）および様式については、適用しない。  
(用字および用語の整理)

第3条 既存縦書き告示中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 章、節、款、条、表および様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
2 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
3 号を第1次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
4 号を第2次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
5 号を第3次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
6 表中その内容を第1次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字

7	表中その内容を第2次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
8	表中その内容を第3次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
9	表中その内容を第4次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
10	表中その内容を第5次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
11	表中その内容を第6次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット
12	漢数字(次に掲げるものを除く。) (1) 固有名詞の一部または全部として用いられているもの (2) 熟語の一部として用いられているもの (3) 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (4) 数の単位として用いられているもの(十、百および千を除く。) (5) 1の項および2の項に定めるもの	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、3桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)
13	左(文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。)	次
14	右(文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
15	上欄	左欄
16	下欄	右欄
17	よう音に用いる「ヤ」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」	それぞれ「ヤ」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」
18	促音に用いる「っ」または「ッ」	それぞれ「っ」または「ッ」

2 前項の表13の項から16の項までの規定は、既存縦書き告示において既に左横書きの形式をとっている表および様式については、適用しない。

3 第1項の表3の項から11の項までおよび13の項から18の項までの規定は、法令



の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前3項の規定によることが適当でないと認められるときは、別に定めるところによる。

(委任)

第4条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月1日から施行する。

## 収用委員会規則

福井県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を公布する。

令和六年八月二十七日

福井県収用委員会 会長 金井 亨

### 福井県収用委員会規則第一号

福井県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。  
(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）および様式については、適用しない。

(用字および用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表および様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名

<p>る当該文字</p> <p>十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p> <p>十一 表中その内容を第六次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p> <p>十二 漢数字(次に掲げるものを除く。)</p> <p>1 固有名詞の一部または全部として用いられているもの</p> <p>2 熟語の一部として用いられているもの</p> <p>3 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの</p> <p>4 数の単位として用いられているもの(十、百および千を除く。)</p> <p>5 一の項および二の項に定めるもの</p> <p>十三 左(文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。)</p> <p>十四 右(文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。)</p> <p>十五 上欄</p> <p>十六 下欄</p> <p>十七 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p> <p>十八 促音に用いる「っ」または「ッ」</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p> <p>左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p> <p>アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)</p> <p>次</p> <p>上記</p> <p>左欄</p> <p>右欄</p> <p>それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p> <p>それぞれ「っ」または「ッ」</p>
--	--

- 2 前項の表十三の項から十六の項までの規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表および様式については、適用しない。
- 3 第一項の表三の項から十一の項までおよび十三の項から十八の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和六年九月一日から施行する。

# 企業管理規程

福井県企業管理規程の形式を左横書きに改正する規程を公布する。

令和六年八月二十七日

福井県知事 杉本 達治

## 福井県企業管理規程第二号

福井県企業管理規程の形式を左横書きに改正する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に公布されている規程（以下「既存規程」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。  
(形式の変更)

第二条 既存規程の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規程における右方はこの規程による改正後の既存規程（以下「改正後規程」という。）における上方とし、既存規程における上方は改正後規程における左方とする。

二 改正後規程における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規程における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規程において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）および様式については、適用しない。  
(用字および用語の整理)

第三条 既存規程中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表および様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名

<p>る当該文字</p> <p>十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p> <p>十一 表中その内容を第六次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p> <p>左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十二 漢数字(次に掲げるものを除く。)</p> <p>1 固有名詞の一部または全部として用いられているもの</p> <p>2 熟語の一部として用いられているもの</p> <p>3 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの</p> <p>4 数の単位として用いられているもの(十、百および千を除く。)</p> <p>5 一の項および二の項に定めるもの</p>	<p>アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)</p>
<p>十三 左(文面上の位置または方向を示すために用いられ ているものに限る。)</p> <p>十四 右(文面上の位置または方向を示すために用いられ ているものに限る。)</p>	<p>上記</p>
<p>十五 上欄</p> <p>十六 下欄</p>	<p>左欄</p> <p>右欄</p>
<p>十七 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p>	<p>それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p>
<p>十八 促音に用いる「っ」または「ッ」</p>	<p>それぞれ「っ」または「ッ」</p>

- 2 前項の表十三の項から十六の項までの規定は、既存規程において既に左横書きの形式をとっている表および様式については、適用しない。
- 3 第一項の表三の項から十一の項までおよび十三の項から十八の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前三項の規定によることが適当でないとき、知事が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和六年九月一日から施行する。

令和六年八月二十七日発行  
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一號 福井県